

医療審議会の組織及び運営等に関する法令の規定

(1) 医療法

- 第72条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。
- 2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

※医療法の規定による調査審議事項

- | | | |
|---|---------|---|
| { | 第4条 | 地域医療支援病院の承認について |
| | 第7条の2 | 公的医療機関に対し、病院等の開設許可を与えない場合。
公的医療機関に対し、病床数を削減することを命ずる場合。 |
| | 第29条 | 地域医療支援病院の承認の取り消し |
| | 第30条の4 | 医療計画の策定及び見直す場合 |
| | 第30条の11 | 病院等の開設及び増床に関して勧告をする場合 等 |

→知事が、上記の承認等をするにあたり、審議会の意見を聴くものとされている。

※都道府県の主な役割

医療提供体制の整備。医療計画を作成・推進し、地域医療の体系的な整備を行う。
(医療法第1条の3、第6条の2、第7条、第30条の4 等)

(2) 医療法施行令

- 第5条の16 都道府県医療審議会(以下「審議会」という。)は、委員30人以内で組織する。
- 第5条の17 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 第5条の18 審議会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。
- 第5条の20 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

奈良県医療審議会組織運営規程

(組織)

第1条 奈良県医療審議会（以下「審議会」という。）は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第2条 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第3条 審議会に会長をおく。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選されたものが、その職務を行う。

(専門委員)

第4条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員10人以内をおくことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に所属する委員のうちから互選されたものが、その職務を行う。

6 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(雑則)

第7条 以上のほか、議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は審議会が定める。

付 則

この規程は、昭和61年11月19日から施行する。

奈良県医療審議会議事運営規程

(総則)

第1条 奈良県医療審議会の議事運営は、この規程の定めるところにより行う。

(司会者)

第2条 司会者は、事務局の職員がこれを行う。

(議長)

第3条 会議の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、委員の中から会長が指名するものがこれにあたる。

(書記)

第4条 会議の議事を記録するため書記を置く。

2 書記は、事務局の職員がこれにあたる。

(議長の宣言)

第5条 議長は、審議会の成立を宣言する。

(表決)

第6条 表決を行うとき、議長はその表決に付する問題を宣言しなけれならぬ。

2 表決は、次の方法とする。

(1) 拍手 (2) 挙手

3 表決を行った場合は、議長はその結果を宣言する。

第7条 議長は、出席した委員の中から議事録署名人2名を選任し、議事録署名人は、会議の議事録について作成された議事録に署名押印しなければならない。

(関係行政職員の出席等)

第8条 議長は、その調査審議の参考に資するため関係行政機関の職に対し、資料の提出を求め又は出席を要請することができる。

第9条 この規程に定めるもののほか、議事運営について必要な事項は会長が会議に諮って定める。

付 則

この規程は、昭和61年11月19日から施行する。